

インボイス制度 対応セミナー

免税事業者とは
お取引
できません!!
そう言われる前に

- ✓ 事業者と取引をしている方
- ✓ 仕入れ税額控除について知りたい方
- ✓ 課税事業者になるべきかどうか悩まれている方 など



要確認!インボイス制度の事前登録は2023(令和5)年3月末までです

主な講座内容

- ・インボイス制度とは
- ・インボイス制度導入のスケジュール
- ・インボイス方式に変わることによる
影響と対策
- ・インボイス制度は
免税事業者こそ影響が大きい
- ・電子帳簿保存法とは

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説いたします。

講師 (講師事務所からライブ配信します)

かわい まさなお

河合 正尚 氏

河合中小企業診断士・
社会保険労務士事務所 代表
<プロフィール>



会計事務所・製薬会社・名古屋のITベンチャーなど4社を経験。中堅IT企業の管理本部副部長を経て独立。その中でいくつもの倒産や合併を経験し、業務改善からインターネット通販サイト立ち上げ運用・決算業務・資金繰り・人事採用・各種銀行交渉・管理会計・制度会計・販売・販売管理・マーケティングなど様々な業務を経験する。

主催 館林商工会議所

【ご注意事項】

- ・リアルタイム配信によるオンラインでの開催です。
- ・本セミナー受講に際しての通信費用等は受講者にてご負担ください。
- ・受講者の端末環境やインターネット通信状況によっては、本セミナーにご参加頂けない場合や、接続が不安定になる場合があります。この場合、配信者(講演者)及び商工会議所では一切の責任を負いませんので、あらかじめ受講環境をご確認ください。
- ・本セミナーで提供するスライド、動画、画像、音声等のコンテンツの全部または一部は、本セミナーの受講用途のみご利用ください。
- ・無断で、本セミナー資料およびコンテンツの複製(テキストの印刷、静止画でのキャプチャ、録音・録画等を含む)、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等を行うことは、著作権侵害となる場合があります。また講演者等の肖像権を侵害する行為にもなる場合がありますため、おやめください。

お問い合わせ TEL:0276-74-5121 館林商工会議所 (担当:経営支援課)

<お申し込みは下記の方法で受け付けております>

①メールでお申し込み: furukawa@tatebayashi-cci.or.jp

→メールでお申し込みの場合は、件名に「12/6セミナー参加申し込み」、本文に「事業所名」「所在地」「参加者名」「連絡先用の電話番号」をご入力ください。

②FAXでお申し込み: 0276-75-3189

(館林商工会議所 宛)

→下記の申し込み欄に必要事項をご記入ください。

| | | | |
|---------|------|-------|--|
| 事業所名 | | 参加者名 | |
| 所在地 | 〒 | T E L | |
| メールアドレス | (必須) | @ | |

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。